

広島県告示第七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十年十一月八日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中筒賀下線	山県郡安芸太田町大字中筒賀字鶴野子一七一番三 地先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字鶴野子一七一番二地 先まで	平成三〇年一〇月二五日